令和６年３月

令和6年第1回利島村議会定例会

議　　案　　書

利　　島　　村

（本頁は白紙です）

議案第１号

利島村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

宿泊料について定額支給から実費支給に変更するにあたり、利島村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

利島村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和52年利島村条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「13,000円」を「実費ただし、上限13,000円」に改める。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（本頁は白紙です）

利島村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和52年条例第４号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><td>鉄道賃</td><td>1　乗車に要する運賃
2　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、急行料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道300キロメートル以上（公務上の必要又はやむを得ない事情による旅行の場合の新幹線の利用は100キロメートル以上）
(2)　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上
3　特別車両料金を徴する客車の運行する線路による旅行の場合は、運賃及び急行料金のほか、特別車両料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　片道50キロメートル以上（新幹線の場合は片道300キロメートル以上）
4　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　片道100キロメートル以上</td></tr>
<tr><td>船賃</td><td>1　乗船に要する運賃を3階級に区分している船舶による旅行の場合は、中級運賃（同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級の下級の運賃）
2　乗船に要する運賃を2階級に区分している船舶による旅行の</td></tr>
</table></td><td>別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><td>鉄道賃</td><td>1　乗車に要する運賃
2　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、急行料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道300キロメートル以上（公務上の必要又はやむを得ない事情による旅行の場合の新幹線の利用は100キロメートル以上）
(2)　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上
3　特別車両料金を徴する客車の運行する線路による旅行の場合は、運賃及び急行料金のほか、特別車両料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　片道50キロメートル以上（新幹線の場合は片道300キロメートル以上）
4　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金（次に該当する場合に限る。）
(1)　片道100キロメートル以上</td></tr>
<tr><td>船賃</td><td>1　乗船に要する運賃を3階級に区分している船舶による旅行の場合は、中級運賃（同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級の下級の運賃）
2　乗船に要する運賃を2階級に区分している船舶による旅行の</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	場合は、上級運賃（同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級の下級の運賃） 3　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃 4　公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 5　第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金 6　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金 7　船賃は、前各号に規定する額の範囲内で実費額を支給する。	
航空賃		実費
車賃	島外	2,000円
日当	島外	2,000円
宿泊料	島外	13,000円
食卓料		2,000円

	場合は、上級運賃（同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級の下級の運賃） 3　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃 4　公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 5　第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金 6　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金 7　船賃は、前各号に規定する額の範囲内で実費額を支給する。	
航空賃		実費
車賃	島外	2,000円
日当	島外	2,000円
宿泊料	島外	実費ただし、上限13,000円
食卓料		2,000円

別表第３（第４条関係）

鉄道賃	現に支払った旅客運賃による。
船賃	
航空賃	
車賃	実費
日当	4,000円
宿泊料	13,000円
食卓料	5,500円
支度料	70,000円
旅行雑費	実費

別表第３（第４条関係）

鉄道賃	現に支払った旅客運賃による。
船賃	
航空賃	
車賃	実費
日当	4,000円
宿泊料	実費ただし、上限13,000円
食卓料	5,500円
支度料	70,000円
旅行雑費	実費

（本頁は白紙です）

議案第２号

利島村長等の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

上記議案を提出します。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

宿泊料について定額支給から実費支給に変更するにあたり、利島村長等の給料及び旅費等に関する条例を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村長等の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

利島村長等の給料及び旅費等に関する条例(昭和52年利島村条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「13,000円」を「実費ただし、上限13,000円」に改める。

別表第3中「13,000」を「実費ただし、上限13,000」に改める。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（本頁は白紙です）

利島村長等の給料及び旅費等に関する条例（昭和52年条例第５号）新旧対照表

現行

別表第２（第３条関係）（内国旅行）

１　鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃（1日につき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
1等相当実費	1等実費	実費	2,000円	2,000円	13,000円	2,000円

２　移転料

鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1,000km未満	鉄道1,000km以上1,500km未満	鉄道1,500km以上2,000km未満	鉄道2,000km以上
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

別表第３（第３条関係）（外国旅行）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	支度料	旅行雑費
実費	実費	実費	実費	円 4,000	円 13,000	円 5,500	円 70,000	実費

改正後（案）

別表第２（第３条関係）（内国旅行）

１　鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃（1日につき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
1等相当実費	1等実費	実費	2,000円	2,000円	実費ただし、上限13,000円	2,000円

２　移転料

鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1,000km未満	鉄道1,000km以上1,500km未満	鉄道1,500km以上2,000km未満	鉄道2,000km以上
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

別表第３（第３条関係）（外国旅行）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	支度料	旅行雑費
実費	実費	実費	実費	円 4,000	円 実費ただし、上限13,000	円 5,500	円 70,000	実費

（本頁は白紙です）

議案第３号

　利島村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

上記議案を提出します。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

　宿泊料について定額支給から実費支給に変更するにあたり、利島村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

利島村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例(昭和52年利島村条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「13,000円」を「実費ただし、上限13,000円」に改める。

別表第3中「13,000」を「実費ただし、上限13,000」に改める。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（本頁は白紙です）

利島村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例（昭和52年条例第６号）新旧対照表

現行

別表第２（第３条関係）（内国旅行）

１　鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃（1日につき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
1等相当実費	1等実費	実費	2,000円	2,000円	13,000円	2,000円

２　移転料

鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1,000km未満	鉄道1,000km以上1,500km未満	鉄道1,500km以上2,000km未満	鉄道2,000km以上
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

別表第３（第３条関係）（外国旅行）

	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	支度料	旅行雑費
実費	実費	実費	実費	円 4,000	円 13,000	円 5,500	円 70,000	実費

改正後（案）

別表第２（第３条関係）（内国旅行）

１　鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃（1日につき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
1等相当実費	1等実費	実費	2,000円	2,000円	実費ただし、上限13,000円	2,000円

２　移転料

鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1,000km未満	鉄道1,000km以上1,500km未満	鉄道1,500km以上2,000km未満	鉄道2,000km以上
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

別表第３（第３条関係）（外国旅行）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	支度料	旅行雑費
実費	実費	実費	実費	円 4,000	円 実費ただし、上限13,000	円 5,500	円 70,000	実費

（本頁は白紙です）

議案第４号

利島村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

上記議案を提出します。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

　宿泊料について定額支給から実費支給に変更するにあたり、利島村職員の旅費に関する条例を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

利島村職員の旅費に関する条例(昭和52年利島村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「の定額」を「別報第1に規定する額を上限とし実費額」に改め、同条第8項中「夜数」の次に「及び宿泊料を支給しない夜数」を加える。

別表第1中「12,000」を「実費ただし、上限13,000」に、「11,000」を「実費ただし、上限13,000」に改める。

別表第1[位置情報]中「村長、議長等に随行して、宿泊を同一にした場合の宿泊料は村長、議長等と同額とする。」を削る。

別表第3中「12,000」を「実費ただし、上限13,000」に、「11,000」を「実費ただし、上限13,000」に改める。

別表第3[位置情報]中「村長、議長等に随行して、宿泊を同一にした場合の宿泊料は村長、議長等と同額とする。」を削る。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（本頁は白紙です）

利島村職員の旅費に関する条例（昭和52年条例第３号）新旧対照表

現行

（旅費の種類）

第６条　（略）

２～６　（略）

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。ただし、水路旅行又は航空旅行の夜数には適用しない。

８　食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

９～13　（略）

別表第１（第13条の２、第15条関係）

区分	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
4級の職務にある者	実費	円 1,500	円 1,600	円 12,000	円 1,600
3級以下の職務にある者	実費	円 1,500	円 1,400	円 11,000	円 1,400

村長、議長等に随行して、宿泊を同一にした場合の宿泊料は村長、議長等と同額とする。

改正後（案）

（旅費の種類）

第６条　（略）

２～６　（略）

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たり別報第１に規定する額を上限とし実費額により支給する。ただし、水路旅行又は航空旅行の夜数には適用しない。

８　食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数及び宿泊料を支給しない夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

９～13　（略）

別表第１（第13条の２、第15条関係）

区分	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
4級の職務にある者	実費	円 1,500	円 1,600	円 実費ただし、上限13,000	円 1,600
3級以下の職務にある者	実費	円 1,500	円 1,400	円 実費ただし、上限13,000	円 1,400

別表第３（第21条関係）

区分	日当	宿泊料	食卓料	支度料
4級の職務にある者	円 3,500	円 12,000	円 5,000	円 70,000
3級以下の職務にある者	円 3,000	円 11,000	円 4,000	円 70,000

村長、議長等に随行して、宿泊を同一にした場合の宿泊料は村長、議長等と同額とする。

別表第３（第21条関係）

区分	日当	宿泊料	食卓料	支度料
4級の職務にある者	円 3,500	円 実費ただし、上限13,000	円 5,000	円 70,000
3級以下の職務にある者	円 3,000	円 実費ただし、上限13,000	円 4,000	円 70,000

議案第５号

利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

　国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、利島村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

（国民健康保険税）

1 大綱の概要

Ⅰ　国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

Ⅱ　国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

①　５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。

②　２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

2 制度の内容

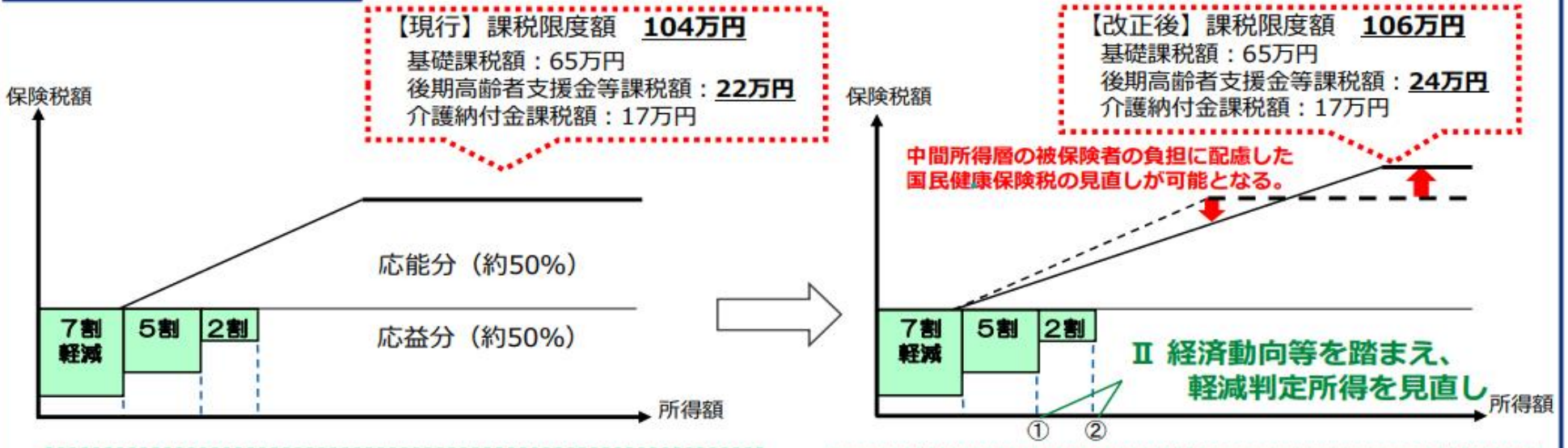

【現行】 軽減判定所得
７割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
５割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋**29万円**×(被保険者数＊)
２割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋**53.5万円**×(被保険者数＊)

【改正後】 軽減判定所得
７割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
５割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋**29.5万円**×(被保険者数＊)
２割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋**54.5万円**×(被保険者数＊)

＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

利島村国民健康保険税条例（平成30年利島村条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条第１項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第２号中「29万円」を「29.5万円」に改め、同項第３号中「53.5万円」を「54.5万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の利島村国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（本頁は白紙です）

利島村国民健康保険税条例（平成30年条例第５号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 ４　（略） （国民健康保険税の減額） 第22条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)　（略）	（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。 ４　（略） （国民健康保険税の減額） 第22条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)　（略）

(2)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき29万円　を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について8,000円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について6,000円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について6,100円

(3)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２

(2)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき29.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について8,000円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について6,000円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について6,100円

(3)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２

以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき53.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について3,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について2,400円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について2,440円	以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき54.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について3,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　国民健康保険の被保険者（２項世帯主を除く。）１人について2,400円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について2,440円
２・３　（略）	２・３　（略）

（この頁は白紙です）

議案第６号

利島村介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

　介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、利島村介護保険条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村介護保険条例の一部を改正する条例

利島村介護保険条例（平成20年利島村条例第６号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項各号列記以外の部分中「３」を「６」に、「５」を「８」に改め、同項第１号中「47,400」を「40,950」に改め、同項第２号中「71,100」を「61,650」に改め、同項第３号中「71,100」を「62,100」に改め、同項第４号中「85,320」を「81,000」に改め、同項第５号中「94,800」を「90,000」に改め、同項第６号中「113,760」を「108,000」に改め、同項第７号中「123,240」を「117,000」に改め、同項第８号中「142,200」を「135,000」に改め、同項第９号中「161,160」を「153,000」に改め、同項に次の４号を加える。

(10)　令第38条第１項第10号に掲げる者　171,000円

(11)　令第38条第１項第11号に掲げる者　189,000円

(12)　令第38条第１項第12号に掲げる者　207,000円

(13)　令第38条第１項第13号に掲げる者　216,000円

第11条第２項中「３」を「６」に、「５」を「８」に、「28,440」を「25,650」に改め、同条第３項中「３」を「６」に、「５」を「８」に、「28,440」を「25,650」に、「47,400」を「43,650」に改め、同条第４項前段中「３」を「６」に、「５」を「８」に改め、同項中「28,440」を「25,650」に、「66,360」を「61,650」に改める。

第16条中「80」を「100」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の介護保険条例第11条の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（本頁は白紙です）

利島村介護保険条例（平成20年条例第６号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（保険料率） 第11条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者　47,400円 (2)　令第38条第１項第２号に掲げる者　71,100円 (3)　令第38条第１項第３号に掲げる者　71,100円 (4)　令第38条第１項第４号に掲げる者　85,320円 (5)　令第38条第１項第５号に掲げる者　94,800円 (6)　令第38条第１項第６号に掲げる者　113,760円 (7)　令第38条第１項第７号に掲げる者　123,240円 (8)　令第38条第１項第８号に掲げる者　142,200円 (9)　令第38条第１項第９号に掲げる者　161,160円	（保険料率） 第11条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者　40,950円 (2)　令第38条第１項第２号に掲げる者　61,650円 (3)　令第38条第１項第３号に掲げる者　62,100円 (4)　令第38条第１項第４号に掲げる者　81,000円 (5)　令第38条第１項第５号に掲げる者　90,000円 (6)　令第38条第１項第６号に掲げる者　108,000円 (7)　令第38条第１項第７号に掲げる者　117,000円 (8)　令第38条第１項第８号に掲げる者　135,000円 (9)　令第38条第１項第９号に掲げる者　153,000円 (10)　令第38条第１項第10号に掲げる者　171,000円 (11)　令第38条第１項第11号に掲げる者　189,000円 (12)　令第38条第１項第12号に掲げる者　207,000円 (13)　令第38条第１項第13号に掲げる者　216,000円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,440円とする。	２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,650円とする。
３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,440円」とあるのは、「47,400円」と読み替えるものとする。	３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,650円」とあるのは、「43,650円」と読み替えるものとする。
４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「28,440円」とあるのは、「66,360円」と読み替えるものとする。	４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「25,650円」とあるのは、「61,650円」と読み替えるものとする。
（保険料の督促手数料） 第16条　保険料の督促手数料は、督促状１通につき80円とする。	（保険料の督促手数料） 第16条　保険料の督促手数料は、督促状１通につき100円とする。

○介護保険料

保険料段階	基準所得額	第9期(R06～08) 保険料率	月額	年額	第8期(R03～05) 保険料率	月額	年額	備考
第1段階	生保受給or 本人含む世帯全員非課税 +80万円未満	**0.285**	**2,137**	**25,650**	0.30	2,370	28,440	
		0.455	3,412	40,950	0.50	3,950	47,400	軽減前
第2段階	本人含む世帯全員非課税 +80万円以上 120万円未満	**0.485**	**3,637**	**43,650**	0.50	3,950	47,400	
		0.685	5,137	61,650	0.75	5,925	71,100	軽減前
第3段階	本人含む世帯全員非課税 +120万円以上	**0.685**	**5,137**	**61,650**	0.70	5,530	66,360	
		0.69	5,175	62,100	0.75	5,925	71,100	軽減前
第4段階	本人非課税+80万円未満 （世帯内に課税者あり）	0.9	**6,750**	**81,000**	0.90	7,110	85,320	
第5段階 （基準額）	本人非課税+80万円以上 （世帯内に課税者あり）	**1.0**	**7,500**	**90,000**	1.0	7,900	94,800	
第6段階	120万円未満	1.2	**9,000**	**108,000**	1.2	9,480	113,760	
第7段階	120万円以上 210万円未満	1.3	**9,750**	**117,000**	1.3	10,270	123,240	
第8段階	210万円以上 320万円未満	1.5	**11,250**	**135,000**	1.5	11,850	142,200	
第9段階	320万円以上 420万円未満	1.7	**12,750**	**153,000**	1.7	13,430	161,160	第8期は320万円以上
第10段階	420万円以上 520万円未満	**1.9**	**14,250**	**171,000**				
第11段階	520万円以上 620万円未満	**2.1**	**15,750**	**189,000**				
第12段階	620万円以上 720万円未満	**2.3**	**17,250**	**207,000**				
第13段階	720万円以上	**2.4**	**18,000**	**216,000**				

（本頁は白紙です）

議案第７号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記議案を提出します。

令和６年３月１１日

東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の３の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第５項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度分及び令和７年度分」に、「令和４年４月１日現在」を「令和６年４月１日現在」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、令和６年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和５年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

（本頁は白紙です）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
第１条～第１９条　（略）

附　則

１～４　（略）

５　令和６年度分及び令和７年度分の第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第２中
「３　保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）
<table>
<tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td>高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>１００パーセント</td></tr>
</table>
備考
１　高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。
２　人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
」
とあるのは、
「３　保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）
<table>
<tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td>高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険</td><td>１００パーセント</td></tr>
</table>
</td><td>
第１条～第１９条　（略）

附　則

１～４　（略）

５　令和４年度分及び令和５年度分の第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第２中
「３　保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）
<table>
<tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td>高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>１００パーセント</td></tr>
</table>
備考
１　高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。
２　人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
」
とあるのは、
「３　保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）
<table>
<tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td>高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険</td><td>１００パーセント</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	

４　関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	１００パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	１００パーセント
保険料未収金補填分相当額	１００パーセント
保険料所得割額減額分相当額	１００パーセント
葬祭費相当額	１００パーセント

備考

１　高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。

２　人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

３　財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１９年政令第３２５号）第１９条第１項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和６年４月１日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

附　則（令和６年３月３１日東京都知事届出）

（施行期日）

１　この規約は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	

４　関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	１００パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	１００パーセント
保険料未収金補填分相当額	１００パーセント
保険料所得割額減額分相当額	１００パーセント
葬祭費相当額	１００パーセント

備考

１　高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。

２　人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

３　財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１９年政令第３２５号）第１９条第１項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和４年４月１日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

２　この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、令和６年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和５年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。 別表第１・別表第２　（略）	別表第１・別表第２　（略）

（本頁は白紙です）

議案第８号

利島村簡易水道事業の設置等に関する条例を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月１１日

提出者 東京都利島村長　　村 山　 将 人

「提案理由」

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第36号）により、令和６年４月１日より水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため提案するものです。

議決第　　号

令和６年３月　　日 原案　　決

東京都利島村議会議長　寺 田　 優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を改正する条例

第４条第１項第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は令和６年４月１日より施行する。

（移行措置）

第２条　この条例の施行前に行われた厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者については、施行後の第４条第１項第６号の課程を修了した者とみなす。

（本頁は白紙です）

利島村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年条例第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（水道技術管理者の資格） 第４条　法第19条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5)　（略） (6)　厚生労働大臣　　の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 ２　（略）	（水道技術管理者の資格） 第４条　法第19条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5)　（略） (6)　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 ２　（略）

（本頁は白紙です）

議案第２３号

利島村固定資産評価審査委員会の委員の任命の同意について

利島村固定資産評価審査委員会に、次の者を任命したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第３項の規定により、議会の同意を求めます。

氏　　名	生　　年　　月　　日	住　　所
前　田　正	省　略	利島村　　番地

※地番は省略

令和６年３月１１日提出

提出者　　東京都利島村長　村　山　　将　人

「提案理由」

令和６年３月 31 日付で利島村固定資産評価審査委員会委員前田　正　様は、任期が満了するので、新たに委員を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

議決第　　号
同意第　　号

令和６年３月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）